



に 728-21
令和6年10月2日

法人文書不開示決定通知書

林 弘 法律事務所
弁護士 山中 理司 様

独立行政法人都市再生機構



令和6年9月2日の法人文書の開示請求（西54号）について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した法人文書の名称

都市再生機構西日本支社が利用しているサービスとの契約内容が分かる契約書その他の文書（現在有効なものに限る。）

2 不開示とした理由

不存在

（理由）サービスと契約をしておらず、契約内容が分かる契約書その他文書を保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人都市再生機構に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、独立行政法人都市再生機構を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階

独立行政法人都市再生機構西日本支社住宅経営部収納課 森本

Tel 06-4799-1065

以 上